

2004 年 9 月 2 日施行
2013 年 11 月 1 日改正
2017 年 8 月 31 日改正
2018 年 9 月 6 日改正
2019 年 9 月 4 日改正
2026 年 9 月 2 日改正

日本経営学会賞規定

1. 〔目的〕日本経営学会は、経営学、商学の研究の発展と向上に資するため、会員による優秀な著書及び論文を選定し、その業績を広く顕彰することを目的として、日本経営学会賞（以下「賞」）を制定する。
2. 〔賞の種類〕賞は、日本経営学会賞〔著書部門〕及び日本経営学会賞〔論文部門〕、日本経営学会賞〔研究奨励賞 著書部門〕及び日本経営学会賞〔研究奨励賞 論文部門〕の 4 種類とし、毎年、それぞれ原則として 1 点に授与する。なお、同一会員が、同一年に複数の賞を受賞することはできないものとする。
3. 〔賞の内容〕賞として表彰状及び記念品を授与する。
4. 〔対象〕賞の選考対象は、前年の 1 月 1 日から 12 月 31 日の間に刊行された個人会員による和文もしくは英文の著書、及び同期間に刊行された「日本経営学会誌」に収録された論文とする。ただし、研究奨励賞については、刊行時 45 歳以下の会員によるものとする。なお、受賞時点での会費未納者は受賞する事ができない。
5. 〔著書の推薦〕選考対象に適合する著書について、会員は刊行年 12 月 20 日から翌年 2 月 20 日までに、所定の様式の文書によって自薦・他薦することができる。自薦・他薦が 3 名以上の場合、選考対象著書とする。なお、自薦には当該著書 3 冊の提供を要する。
6. 〔審査〕選考対象の審査は、学会賞審査委員会（以下「委員会」）がこれを行う。委員会の委員長は、理事会が選出する学会賞担当常任理事をもって充てる。委員会は委員長と著書部門及び論文部門それぞれ東西各 5 名の委員の計 21 名で構成する。なお、委員会は上記推薦によるもの以外の著書を選考対象に加えることができる。
7. 〔審査委員〕委員長以外の委員は、常任理事会の推薦を受けて理事会が決定し、理事長が委嘱する。委員の任期は 1 年とする。委員は、同一委員長の任期中においては再任されることができない。なお、委員の氏名は当該年度の審査結果公表後に公表するが、各委員の審査所見等の匿名性は保持する。各委員は、当該年度の審査結果が公表されるまで就任の事実をホームページや報告書等において個人的に公表してはならない。
8. 〔審査委員の審議不参加〕審査委員の著書・論文が選考対象となった場合、当該委員は、最終審議に参加できない。
9. 〔審査結果の確定〕審査委員長は、大会直前の理事会に審査経過を報告して承認を求める。

10. 〔公表と顕彰〕 会員総会において、審査委員長が審査結果を報告し、理事長が賞を授与する。あわせて他の適当な方法により、公表と顕彰を行う。
11. 〔幹事〕 審査委員長は、会員の中から若干名を委員会幹事に委嘱することができる。
12. 〔規定の変更〕 本規定は、日本経営学会理事会の議を経て、会員総会の過半数をもって変更することができる。

〔付則〕 この規定は、2004 年 9 月 2 日から施行する。

〔付則〕 この規定は、2013 年 11 月 1 日から施行する。

〔付則〕 この規定は、2017 年 9 月 1 日から施行する。

〔付則〕 この規定は、2018 年 9 月 6 日から施行する。

〔付則〕 この規定は、2019 年 9 月 4 日から施行する。

〔付則〕 この規定は、2026 年 9 月 2 日から施行する。

以上